

新年を迎えて

農林水産省横浜植物防疫所 **おく 富 一 夫**

平成 17 年を迎え、皆様に新春のお慶びを申し上げます。

平成 16 年を振り返ってみますと、新潟県中越地震が起き、大きな被害が発生しました。また、台風も気象観測史上最多の 10 個が日本に上陸し、大きな被害をもたらしました。台風の上陸が多かった原因としては、①フィリピン沖の空気対流の活発化（台風の発生多）、②日本近海の水温の上昇（台風の勢力の増大）、③太平洋高気圧の北上（台風の進路の決定）であると考えられており、世界の気候の変動の一つの現れであるといわれています。本年は気象等の穏やかな年であることを大いに望みたいと思います。

さて、植物検疫に目を移しますと、昨年は今後の我々の進むべき方向性が示された年でもありました。昨年の 5 月に「植物検疫に関する研究会」の報告書「今後の我が国植物検疫の在り方に関する提言」が公表されました。同研究会は、近年の輸入農産物の増大・多様化等、植物検疫を巡る情勢の変化に加え、食の安全・安心に向けた要請、国際情勢の変化等植物検疫を取り巻く環境が大きく変化しており、これに的確に対応する必要があることから、岸元東京都立川短期大学学長を委員長として開催されたものです。

報告書の内容は、⑦輸入植物検疫の一層の重点化、①食の安心・安全への配慮、⑨貿易・物流分野のニーズへの対応、⑩植物検疫以外の分野からの新たなニーズへの対応、④輸出検疫体制の強化、広報の充実といった提言を中心としてまとめられています。本年はこれらの提言を受け、その主旨に沿って植物検疫の内容を強化・充実させていくべく、種々の対応を進めていく年になるでしょう。

現在検討されていることの中には、上記の⑦を受けて、「輸入禁止品の見直し」、「非検疫有害動植物の追加」といったことがありますし、輸入木材こん包材を検疫対象とすることについての検討も実施しています。

①については、臭化メチルの一層の放出削減に努めるべく、代替剤としてフッ化スルフルル、MITC、ヨウ化メチルおよびこれらの混合剤の有効性の試験を実施しているところです。

⑦については、京浜港、阪神港等が国土交通省によって、スーパー中枢港湾に指定されるという流れがある中で、植物防疫所においては横浜港、東京港、名古屋港、神戸港、大阪港、門司港および博多港において、一部の

検疫業務で執務時間を延長するという対応をとっています。具体的には昨年 7 月 12 日からの試行を踏まえ、昨年 10 月 18 日からコンテナ貨物で輸入される植物類の検疫業務について、平日は 21:00 まで、土日祝祭日は 8:30～17:00 まで執務時間を延長して対応しています。こうした対応が港の活性化につながっていくことが大いに期待されています。

④については、既に「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（いわゆるカルタヘナ国内担保法）に基づき、国内に輸入されてくる植物に未承認の遺伝子組換え生物（LMO）が混入していないかどうかをモニタリング検査することが、植物防疫所の新たな業務として付け加えられています。現在栽植用トウモロコシ種子についてスターリンクが混入していないかどうか検査をすることについて準備が進められています。植物防疫所においては、LMO の分析が効率的に行えるよう調査研究部の第 1 庁舎を新設しました。また、職員を食品総合研究所に依頼研究員として派遣し、検査技術の維持、向上に努めているところです。

現在農林水産省としては、輸出促進室を設置して日本の農林水産物の輸出振興を進めています。したがって④として植物防疫所においては、諸外国の輸入植物検疫条件の新しい情報を収集整理し、関係者からの増加する問い合わせに対応しています。また広報強化についても植物防疫所のホームページをますます充実させていくことはもとより、従前から実施している年末の成田国際空港および関西国際空港での広報活動を充実させて実施しました。

話は変わりますが、昨年の明るい話題として「鹿児島県屋久町におけるイモゾウムシの根絶」といったことがありました。平成 9 年に屋久島の一部で発生が確認されたイモゾウムシに対し、平成 15 年 6 月から平成 16 年 3 月まで駆除確認調査を実施した結果、イモゾウムシは発見されず、根絶したと判断され、昨年 5 月に緊急防除を終了しました。一度病害虫が新たな地に侵入すると根絶までに多大な労力が必要になることを、改めて認識させられた事例でもありました。

植物検疫が抱える課題の対応に当たっては、植物検疫に関係する皆様方のご理解とご協力を得ることが必要不可欠です。今後とも皆様方のご協力をたまわりますようお願い申し上げますとともに、皆様の一層のご発展をお祈り申し上げます。